

さいたま市新治ファミリーランドの指定管理者に関する選定結果

1 対象施設

- (1) 名称 さいたま市新治ファミリーランド
 (2) 所在地 群馬県利根郡みなかみ町相俣159番地1

2 申請（応募）団体等の名称

- ・首都圏建物サービス協同組合
- ・株式会社もりの遊苑地

3 候補者として選定するべきとした団体

- (1) 名称 首都圏建物サービス協同組合
 (2) 所在地 さいたま市大宮区桜木町2丁目292番地1
 (3) 代表者 代表理事 清雲 栄純

4 指定しようとする期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

5 審査項目、配点及び各団体の得点【さいたま市市民局指定管理者審査選定委員会】

審査項目	配点 (満点)	首都圏建物 サービス協 同組合	株式会社 もりの遊苑 地
1 市民の平等な利用が確保できるものであること	70	53	44
(1) 指定管理者としての適性	70	53	44
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること	805	668.4	586
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組	175	146	116
(2) サービス向上に向けた取組	315	263	211
(3) 指定管理業務に係る経費	245	201.4	218
(4) 収支計画の取組	70	58	41
3 事業計画書の内容に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること	525	430	295
(1) 管理運営体制	210	175	124
(2) 衛生管理体制	140	116	84
(3) 職員体制	140	110	66
(4) 情報セキュリティ	35	29	21
合計得点	1,400	1151.4	925
(参考) 100点換算割合	100	82.2	66.1
実績評価点		35	
最終合計得点		1186.4	925

6 申請者の指定管理料提示額

申請者の名称	指定管理料提示額	備考
首都圏建物サービス協同組合	34,659,000 円	
株式会社もりの遊苑地	32,516,000 円	

(参考) 市の募集時の指定管理料価格 34,964,000 円

7 選定するべきとした理由

さいたま市市民局指定管理者審査選定委員会から、首都圏建物サービス協同組合は類似施設の管理運営実績が十分にあることに加え、安全管理への配慮や危機管理体制の考え方が明確に示されており、利用者ニーズを捉えた利用率向上のための提案などが総合的に優れているという評価であることから、指定管理者候補者案としたとの答申を受け、首都圏建物サービス協同組合を候補者として選定しました。

8 今後の予定

令和5年さいたま市議会12月定例会に、指定管理者の指定に係る議案を提出する予定です。

9 審査選定委員会

令和5年度第2回さいたま市市民局指定管理者審査選定委員会

開催日	令和5年9月29日(金)		
出席委員	横山 佳純	委員長	(弁護士)
	近藤 美恵子	委員長職務代理	(中小企業診断士)
	橋本 和久	委員	(さいたま観光国際協会理事)
	山口 恵美子	委員	(社会保険労務士)
	中村 幸司	委員	(さいたま市市民局長)
	丸屋 美智代	委員	(さいたま市市民生活部長)
	加藤 治	委員	(さいたま市区政推進部長)

10 担当所管名

担当 市民局 市民生活部 市民生活安全課
電話 048-829-1214